

## 5 推進体制と普及促進等

### (1)基本的な考え方

#### ア 電子調達への導入に当たって

電子調達の導入には、様々な組織・機関が関係します。従って、組織横断的に協議調整等が可能となるような体制を確保しながら、計画の具体化を推進していきます。

さらに、電子調達では、発注者、受注者ともに、多くの担当者がシステム操作に携わることとなります。スムーズな導入には、各担当者に対する十分なフォローアップが必要であり、必要な研修を実施したり、運用・操作方法をマニュアル化しホームページ等で閲覧したり、チュートリアルやe-ラーニング等も検討するなど、多様な習得方法の確保に努めます。

なお、本計画及び本計画に基づく取組状況を広く紹介するとともに、様々な意見を受信し、進め方に反映させるため、今回新たに整備する調達ホームページ内には、周知等のための頁も設けることとします。

#### イ 公共事業分野への導入

特に、早期導入を進める公共事業分野は、すべての類型での対応が必要であり、受発注者間の協議と連携を十分に図る必要があります。このため、県や市町村などの発注者と建設会社やコンサルタント会社などの受注者の代表者で構成する「県CALS/EC連絡協議会(仮)」を設置し、計画推進における節目ごとに開催して、協議調整を行うことにより推進体制を確保します。また、必要に応じてワーキング会議などを設置し、詳細に検討を進めます。

また、各担当者に対する研修等のフォローアップについても、所属組織を超えて横断的・効率的に実施していく必要があります。従って、広島県における電子調達、とりわけCALS/ECを総合的に推進する中心機関として、これまでの研修機関としての実績のある(財)広島県建設技術センターなどを総合的な研修機関として活用します。

### (2)実施主体別の推進方策等

#### ア 県における推進体制

##### (ア)システム開発導入体制

公共事業分野で先行的に基本システムを確立するため、当面、土木建築部が推進の中心となって、農林水産部などの関連する工事等発注部局や、契約業務を主として担う地域事務所とも連携して、システム開発を進めます。

また、基本システム確立後は、引き続いて物品調達や随意契約の対応等、システムの機能拡充の検討を進めるため、出納長室等の関係部局によりシステムの追加開発を行います。あわせて、現行の4つの資格者名簿に基づくもの以外の調達についても、資格者制度の導入等の検討を進めていきます。

なお、いずれの取組についても、全庁的なものとして進めるため、ITひろしま推進本部等を通じて横断的な連絡調整を行うなど、知事部局以外への円滑な導入や新規・既存の全庁的内部事務システムとの連携充実等が可能となるようにします。

一方、実施手続については公共事業分野が中心となるため、システム導入に当たっては、別途公共事業部局により検討グループを設置し、前後の事務プロセスとの連携充実を視野に入れながら、技術的な仕様等について慎重に検討を進めます。

### (イ)職員への研修等

新しいシステムを円滑に運用するためには、実際に操作・運用する職員のスキル（情報リテラシー）向上が前提となります。例えば、システム操作自体に時間がかかったり、操作ミスをするようでは逆効果です。これを防ぐためには十分な準備が必要なため、特にシステムの立上げ時には、ヘルプデスクを設置したり、操作研修の機会を十分確保するなどサポート体制を確保します。

あわせて、電子メールやWebブラウザなどの基本的ツールの運用充実・改善も求められることとなります。これらに対しても必要に応じて、習熟度向上のための研修機会等の確保に努めます。

## イ 市町村等への普及促進等

市町村への電子調達システム普及促進は、既に設置済みの広島県市町村電子自治体推進協議会を通じて行います。なかでも電子入札システムについては、市町村による共同運用の具体化を目指し、県における先行検討・開発と十分調整をとりながら、同協議会において協議を進め、円滑な導入を目指します。また、その運営主体についても、この協議会での議論を踏まえて決定します。

特に、近い将来の全市町村へのCALS/EC導入が強く要請されている公共事業分野では、制度やシステムへの理解を早期に図る必要があるため、各市町村に対する説明会等の開催など、きめ細かな展開を行います。さらに、個別の職員に対しても、導入段階での円滑な対応を確保するため、(財)広島県建設技術センター等で研修機会を確保します。

また、外郭団体の調達の電子化については、基本的には自主的な取組に委ねられますが、所管部局の積極的な助言等により電子調達への取組を促していきます。

## ウ 受注者への普及促進等

基盤整備や基本ツールの習得などについては、あくまでも受注者がそれぞれ主体的に行うべきものですが、県の新たな取組や、特に受注者の対応が困難と想定されるものについては、適宜説明会等を開催するなどし、施策の浸透を図ります。新しいシステムの導入時など、節目となる時期には特に留意して、受注者のためのヘルプデスク設置等を行っていきます。

公共事業に関連する受注者に対しては、CALS/EC連絡協議会(仮)により、試行内容の詳細やより具体的な導入・展開計画、さらに業界団体等の自主的取組の方向調整などについて、十分に協議しつつ調整と連携を図っていきます。

また、その他の分野の業者に対しても、必要に応じてパブリック・コメント手法を活用するなどして意見集約と反映に努めていきます。